

次期八戸市総合計画策定プロモーション支援業務  
企画提案募集 実施要領

令和7年5月

八戸市 総合政策部 政策推進課

この要領は、令和7年度から令和8年度の2か年度かけて、八戸市が策定する「次期八戸市総合計画」について、策定における市民参画部分の支援業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、1次審査は書類審査、2次審査はプレゼンテーション審査によって、委託候補者を選考するために必要な事項を定めるものです。

## 実施要領

### 1. 企画提案を求める事業内容

#### (1) 名称

次期八戸市総合計画策定プロモーション支援業務

#### (2) 業務内容

別紙「次期八戸市総合計画策定プロモーション支援業務委託要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)のとおりに。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

※上記委託期間中、提案内容の誠実な履行を確認できた場合、令和8年度の事業者選考は行わず、今回選考された事業者と引き続き当該業務に関する優先交渉を行い、委託契約を締結することがあります。

#### (4) 委託料上限額

2,464,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### (5) 契約方法

公募型プロポーザル方式(1次審査:書類審査、2次審査:プレゼンテーション審査)による一者随意契約

### 2. 申込資格等

申込みを行うものは、申込時点で①～⑤までの資格を満たすことを有する。

- ① 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は八戸市財務規則(昭和54年八戸市規則第1号)第114条の規定に該当しない者であること。
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

- ④ 租税公課の滞納がないこと。
- ⑤ 個人情報の取扱いについて、適切な措置を講じていること。

### 3. 業務実施上の条件

本業務の全部または一部を第三者に委託又は請け負わせてはなりません。

ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ八戸市の承認を得るものとします。

### 4. 選考スケジュール（予定）

| 期日           |                  | 内容                                    |
|--------------|------------------|---------------------------------------|
| 6月2日         | (月) 17時まで        | 質問書受付期間                               |
| 6月4日         | (水) まで           | 質問への回答期限                              |
| <b>6月6日</b>  | <b>(金) 17時まで</b> | <b>参加表明書の提出期限</b>                     |
| <b>6月18日</b> | <b>(水) 17時まで</b> | <b>企画提案書・添付書類の提出期限</b>                |
| 6月20日        | (金) まで           | 1次審査（書類審査）<br>※審査後速やかに結果を通知する         |
| 6月26日        | (木)              | 2次審査（プレゼンテーション審査）<br>※1次審査通過者に対して別途案内 |
| 6月末          |                  | 2次審査結果の通知                             |
| 7月～          |                  | 契約に関する協議・締結                           |

### 5. 質問の受付及び回答

#### (1) 質問方法

電子メールにより「質問書（様式1）」を提出してください。

※電子メール送信後は市担当者に電話で受信確認の連絡をしてください。

メール：seisaku@city.hachinohe.aomori.jp

電話：0178-43-9233（八戸市政策推進課直通）

#### (2) 受付期限

令和7年6月2日（月）17時まで（必着）

#### (3) 回答方法

電子メールにより回答します。

#### (4) 備考

- ① 質問内容及び回答は質問者を伏せた上で、市ホームページに掲載します。
- ② 質問は企画提案書の作成、提出に必要な事項及び事業実施に係る条件に限

るものとし、評価及び審査に係る内容など、本事業の実施に必要ないと判断されるものについては回答しません。

## 6. 申込手続き

### (1) 参加表明書の提出

提案受付に申し込む意向がある事業者は、6 (2) ①の企画提案書や添付書類の提出に先立って、参加意向（参加表明書の提出）をお知らせください。

#### ①参加表明方法

電子メールにより「参加表明書（様式2）」を提出してください。

※電子メール送信後は市担当者に電話で受信確認の連絡をしてください。

メール：seisaku@city.hachinoe.aomori.jp

電 話：0178-43-9233（八戸市政策推進課直通）

#### ②提出期限

令和7年6月6日（金）17時まで（必着）

### (2) 企画提案書・添付書類の提出

#### ①提出書類

| 書類名称                | 様式                | 部数 |
|---------------------|-------------------|----|
| ア 参加申込書             | 様式3               | 6部 |
| イ 会社概要書             | 任意様式<br>(パンフレット可) | 6部 |
| ウ 企画提案書             | 任意様式              | 6部 |
| エ 経費積算書             | 様式4               | 6部 |
| オ 誓約書(※)            | 様式5               | 1部 |
| カ 法人登記簿又は商業登記簿謄本(※) |                   | 1部 |
| キ 印鑑証明書(※)          |                   | 1部 |
| ク 納税証明書(※)          |                   | 1部 |

※参加表明書提出時点で八戸市の「競争入札参加資格者名簿」に記載されている者はオ～クについて省略することができます。

※上記ク納税証明書について

| 税目                    | 内容            | 請求先         |
|-----------------------|---------------|-------------|
| 市税<br>※八戸市内の業者の場合のみ提出 | 市税の滞納が無いことの証明 | 八戸市<br>資産税課 |

|     |                                   |                 |
|-----|-----------------------------------|-----------------|
| 法人税 | 未納税額の無いことの証明（納税証明書「その3」又は「その3の3」） | 本店所在地<br>管轄の税務署 |
|-----|-----------------------------------|-----------------|

## ②企画提案書の記載項目

| 項目          | 記入内容                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施内容（具体的手法） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書5．業務内容（1）、（2）、（3）の実施方法について、具体的に提案してください。</li> <li>・要求水準書5．業務内容（4）の動画内容のイメージ案について、スライド等を用いながら動画内容の流れを具体的に提案してください。</li> </ul> 例：シーン1：八戸市の紹介（三社大祭や種差海岸の風景を入れる等）<br>シーン2：将来都市像の紹介<br>シーン3：策定の様子 等 |
| 実施管理体制      | 管理責任者及びスタッフ等の人員配置及び業務管理体制、市への進捗状況等の報告体制について記載してください。                                                                                                                                                                                        |
| 業務実績        | 類似の業務についての実績や独自のノウハウ、ネットワーク等を記載してください。                                                                                                                                                                                                      |
| 経費積算書（様式4）  | 実施内容ごとに経費を記載してください。<br><b>【留意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5（1）市民ワークショップや5（2）グループヒアリングについて、開催回数に応じて変更契約を行うことを想定しているため、経費見積書については、各業務の総額のほか、それぞれの対象（18歳以上、大学生等）に応じた1回あたりの経費も併せて記載してください。</li> </ul>                        |

### 【留意事項】

- ・提案書はA4片面カラー印刷としてください。
- ・再委託を見込む場合は、その範囲と再委託先を記載してください。

## ③提出先

八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ

住所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（八戸市庁本館4階）

#### ④提出期限

令和7年6月18日（水）17時まで（必着）

#### ⑤提出方法

持参または郵送とします。

#### ⑥提案に係る留意事項

ア 企画提案は1社につき1提案とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

エ 書類郵送トラブルによる損害等については、八戸市は一切責任を持ちません。

### 7. 審査

#### （1）決定方法

- ① 八戸市総合政策部内に設置する選考会において、1次審査は提出された書類に基づいて審査を行い、上位3社までを選考します。
- ② 1次審査を通過した上位3社について、2次審査としてプレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を委託候補者とします。
- ③ 1次審査は選考委員ごとに申込者の提案について、次の「（2）基準」に基づき、採点を行い、評価点の大きい申込者から順に、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点などと順位点を付与します。申込者ごとに順位点を合計し、順位点の合計の上位3社を2次審査通過者とします。ただし、順位点と同じ場合は、審査基準の「提案内容」の合計点数が大きい者を選考します。
- ④ 1次審査において、評価点の合計点数が総得点（満点）の6割未満の場合は失格とします。
- ⑤ 1次審査の得点については、2次審査に影響しません。
- ⑥ 2次審査は選考委員ごとに申込者の提案について、次の「（2）基準」に基づき、採点を行い、評価点の大きい申込者から順に、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点などと順位点を付与します。申込者ごとに順位点を合計し、順位点の合計が最も大きい者を委託候補者として選考します。ただし、順位点と同じ場合は、審査基準の「提案内容」の合計点数が大きい者を選考します。
- ⑦ 本プロポーザルへの申込者が1社のみの場合においても、同様にプロポーザル（プレゼンテーション審査を含む）を実施することとします。

## (2) 基準

| 項目      | 観点                                                                                         | 配点  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 基本的な考え方 | 事業の目的・主旨を理解し、合致した提案内容となっているか。                                                              | 10  |
| 提案内容    | 要求水準書5. 業務内容(1) 市民ワークショップ、(2) グループヒアリングへの提案内容が具体的で実現可能性が高く、効果的に実施されることが期待できるか。             | 20  |
|         | 要求水準書5. 業務内容(3) 市民ワークショップに未参加の方でも総合計画策定に参加できる取組への提案内容が具体的で実現可能性が高く、効果的に実施されることが期待できるか。     | 20  |
|         | 要求水準書5. 業務内容(4) プロモーション用動画の考え方について具体的で実現可能性が高く、プロモーションの目的に合致した内容となっているとともに、期待できるものとなっているか。 | 20  |
| 実施管理体制  | 確実かつ効果的に実施できる体制が整っているか(人員配置・管理体制等)。                                                        | 10  |
| 経費の妥当性  | 必要な経費が適切に計上され、妥当な水準であるか。                                                                   | 10  |
| 独自性     | 提案内容について、提案者ならではの強みや独自の発想・着眼点などが見られるか。                                                     | 10  |
| 合計      |                                                                                            | 100 |

## (3) 2次審査(プレゼンテーション審査)の実施

①実施日: 6月26日(木)

②会場: 八戸市庁予定

③注意事項: 1次審査通過者に対して別途案内します。

実施にあたっては別紙「プレゼンテーション及びヒアリング実施要領」を参照すること。

## (4) 選考結果

### ①1次審査

結果については、後日、全ての申込者に文書で通知します。

## ② 2次審査

結果については、後日、1次審査通過者に文書で通知するとともに委託候補者の名称を八戸市ホームページで公表します。

## 8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込又は委託候補者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- ② 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- ③ 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと八戸市が判断したとき。

## 9. 契約

選考後、委託候補者と企画提案書の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、仕様書を作成します。協議が調い次第、改めて見積書を徴収し、予定価格以内の場合、法令等に則り、委託契約を締結します。

## 10. 留意事項

- ① 参加表明等について取り下げる場合、市担当者に電話連絡のうえ、速やかに「辞退届（取下願）（様式6）」を提出してください。
- ② 提出された書類は、原則として八戸市に対する情報公開請求の対象文書となります。
- ③ 本業務の取組状況や成果については、随時、市のホームページや広報誌で公開する場合があります。

## 11. 問合せ先

八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ  
住 所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号  
電 話：0178-43-9233  
メール：seisaku@city.hachinohe.aomori.jp

## 12. 関係書類

- ・様式1 質問書
- ・様式2 参加表明書
- ・様式3 参加申込書
- ・様式4 経費積算書

- ・様式 5 誓約書
- ・様式 6 取下願
- ・別 紙 プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

#### 【参考】

##### ○地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （１）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （２）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （３）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- （４）地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （５）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （６）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- （７）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

##### ○八戸市財務規則

（一般競争入札の参加者の資格）

第 114 条 市長又は契約担当者（以下「契約担当者等」という。）は、一般競争入札に参加しようとする者が令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。